

令和 7 年度 長浜市運動・スポーツ習慣化促進事業
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「令和 7 年度長浜市運動・スポーツ習慣化促進事業」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 事業名称

令和 7 年度長浜市運動・スポーツ習慣化促進事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度長浜市運動・スポーツ習慣化促進事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合がある。

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

(5) 履行場所

長浜市内

(6) 見積上限額

本事業全体の見積上限額は 9, 768, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(7) 費用負担

スポーツ庁の所管する「令和 7 年度地方スポーツ振興費補助金（スポーツによる地域活性化推進事業）」の申請・報告等の手続の中で、補助対象外となった支出等があった場合は発注者と受注者が協議の上、対応方針を決定するものとする。

(8) 個人情報の取扱いについて

- ① 業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ② 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）を遵守すること。個人情報の取扱いについては、長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例に準じた内部規程を作成するなど徹底を図ること。

(9) 本市の現状と課題について

本市の現状と課題を把握するため、以下の計画等を参考にすること。①②③は市のホームページに掲載、④は添付資料を参照し、⑤は文化スポーツ課窓口に設置してあるため必要に応じて参照すること。

- ① 長浜市スポーツ推進計画
- ② 長浜市健康増進計画「健康ながはま 21（第 5 期）」
- ③ 長浜市市民意識調査報告書（令和 6 年 5 月実施）
- ④ スポーツ庁「令和 7 年度地方スポーツ振興費補助金（スポーツによる地域活性化推進事業）」の事業計画書（抜粋）

⑤ 健康とスポーツに関するアンケート調査結果（R 7 年 5 月実施）

3. 参加資格要件

（1）プロポーザル参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- ② 過去 5 年以内に地方自治体等において同様の業務実績があること
※業務実績が証明できるものを添付すること。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生又は再生手続をしていない者
- ④ 長浜市から指名停止の措置を現に受けていない者
- ⑤ 市税、法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納していない者
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない者

（2）複数の事業者でグループを構成して参加する場合

上記「3. 参加資格要件」（1）の②の条件を当該グループとして満たし、かつ、①及び③から⑦の条件を当該グループのすべての構成事業者が満たしていなければならない。また、次の事項に留意すること。

- ① 代表事業者を定めるとともに、代表事業者は発注者と構成団体のやり取りが円滑に行われるよう支援を行うこと。
- ② 一つの事業者は複数のグループに所属することはできない。また、単独で参加した事業者はグループの構成事業者となることはできない。

4. 全体スケジュール

本事業の事業者の募集、選定及び全体スケジュールは以下のとおりである。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
公告	令和 7 年 8 月 1 日（金）
質問書の提出期限	令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 4 時 4 5 分まで
質問に対する回答の公表	令和 7 年 8 月 8 日（金）
参加申込書の提出期限	令和 7 年 8 月 1 5 日（金）午後 4 時 4 5 分まで
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 8 月 1 8 日（月）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 8 月 2 5 日（月）午後 4 時 4 5 分まで
第 2 回選定委員会（提案書評価・ヒアリング審査、選定等）	令和 7 年 9 月 2 日（火）
選定審査会の審査結果の通知	令和 7 年 9 月 2 4 日（水）

5. 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するにあたり質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

（1）質問書の提出

- ① 提出期限 令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 4 時 4 5 分まで
- ② 提出書類 質問書（様式第 7 号）
- ③ 提出方法 電子メールの件名を「令和 7 年度長浜市運動・スポーツ習慣化促進事業に関する質問（事業者名）」とし、電子メールにて送付すること。なお、メール受信確認のため、下記「1 3. 担当・提出先」に記載の担当まで電話で送付した旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年8月8日（金）に長浜市ホームページにて公表する（質問者名は表示しない）。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

なお、複数の事業者でグループを構成して参加する場合は、②グループ構成概要書（様式第2号）を提出すること。また、③会社概要書（様式第3号）、④業務経歴書（様式第4号）⑤納税証明書については、構成する全ての事業者が提出すること。

令和7年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録がないものは、⑥履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）を提出すること。

No	内容	様式番号	記載内容等	部数
①	参加申込書	様式第1号	-	正本1部
②	グループ構成概要書	様式第2号	-	正本1部
③	会社概要書	様式第3号		正本1部
④	業務経歴書	様式第4号	運動スポーツ習慣化促進事業等の受託実績	正本1部 副本4部
⑤	納税証明書	-	・市税、県税又は国税に滞納がないことが確認できる書類 ・書類提出日から3ヶ月以内に発行したもの（写し）可	正本1部
⑥	履歴事項全部証明書 （法人登記簿謄本）	-		正本1部

(2) 提出期限

令和7年8月15日（金）午後4時45分まで ※必着

(3) 提出部数

正本は①～⑥の書類を順番に製本したものを1部提出すること。

(4) 提出方法

上記①から⑥までの全ての書類を提出すること。

① 郵送の場合

配達の有無が確認できる郵便に限り提出期限までに、下記「13. 担当・提出先」に記載の担当まで必着すること。

② 持参の場合

提出期限までに、下記「13. 担当・提出先」に記載の担当窓口を持参すること

(5) 参加資格審査結果通知

参加申込のあった全ての者に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

※令和7年8月18日（月）予定

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加資格審査確認結果通知書（様式第5号）により提案者として認められたものは、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

No	内容	様式番号	記載内容等	部数
①	企画提案書	任意	仕様書に準拠した内容を参照すること	正本1部 副本5部
②	工程表	任意	-	正本1部 副本5部
③	参考見積書	任意	内訳を記載すること	正本1部
④	参加資格審査確認結果通知書の写し	様式第5号	-	正本1部
⑤	業務実施体制書	様式第6号	-	正本1部 副本5部

(2) 作成方法

企画提案書は、仕様書に準拠した内容で順序立てて整理するものとする。

なお、副本には社名（略称を含む）、ロゴマーク等の提案者を特定する表記を用いないこと。

(3) 提出部数

① 正本は①～⑤の書類を順番に製本したものを1部提出すること。

② 副本は、①～⑤の書類を順番に製本したものを5部提出すること。

(4) 提出方法

① 郵送の場合

配達の有無が確認できる郵便に限り提出期限までに、下記「13. 担当・提出先」に記載の担当まで必着すること。

② 持参の場合

提出期限までに、下記「13. 担当・提出先」に記載の担当窓口を持参すること。

(5) 提出期限

令和7年8月25日（月）午後4時45分まで ※必着

8. プロポーザルへの参加辞退

参加表明関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を配達の有無が確認できる郵便又は持参により、下記「13. 担当・提出先」に記載の担当まで提出すること。

9. 審査の方法

(1) 選定方法

本実施要領に基づき提出された企画提案書及び見積書について、プロポーザル選定委員会が審査を行う。

(2) 審査日時

審査日は令和7年9月2日(火)を予定しており、時間や場所等の詳細については、別途連絡を行う。

(3) 審査基準

プロポーザル選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からプレゼンテーション（企画提案説明）及びヒアリング（質疑応答）を行い、提案内容を総合的に審査するものとする。

- ア プレゼンテーションは30分以内とし、ヒアリングは20分程度とする。プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容をより深く理解するための説明とする。
- イ 審査は、企画提案書、見積書、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、下記「提案審査の基準及び配点」の記載のとおり行うものとする。
- ウ 複数の提案者がいる場合の説明の順番は、企画提案書等の受付順とする。
- エ 提案者が1者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。
- オ プレゼンテーションで利用できるプロジェクト及びスクリーンは、プロポーザル選定委員会において準備するものとする。その他プレゼンテーションに必要な資機材がある場合は、提案者が用意するものとする。
- カ 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

(4) 提案審査の基準及び配点

項目	評価基準	配点
業務担当者の配置、役割分担、実績等	業務体制について、役割や責任を明確化するとともに、業務の遂行に必要な担当者（資格、実績等）や人員が確保されるなど、業務実施のための十分な体制となっているか。	5
過去の業務受注実績	スポーツ庁事業等の過去の受託実績やノウハウを活かして、本事業を適切に遂行することができるか。	5
	運動・スポーツの実施が社会保障費に及ぼす効果の評価について、過去の受託実績やノウハウを本事業に反映することができるか。	5
企画提案内容	本市の現状や課題を的確に把握・認識しているか。	5
	健康スポーツプログラムで使用するシステムについて、個別性に基づいた安全で効果的なプログラムの提案が含まれているか。	10
	健康スポーツプログラムで使用するシステムについて、活動量計やスマホアプリ等を用いることで、利用者の意欲を向上し継続支援に活かせる提案が含まれているか。	10
	健康スポーツプログラムの参加者を対象として、システムから収集するデータやアンケートデータ等を用いて、本取組の効果検証を行う上で、効果的な評価方法の提案がされているか。	15
	本取組が一過性の取組みでなく、本事業終了後の持続可能な取組が具体的に計画されており、事業の継続が期待できる内容となっているか。	15
	仕様書に記載した事業を踏まえて、適切に委託業務が遂行できるスケジュールとなっているか。	5
見積価格	見積額、見積書の内容は妥当か	25
合計		100

(5) 選定結果の通知及び公表

すべての応募者（グループの場合は代表事業者）に対し、令和7年9月24日（水）予定に通知するとともに、長浜市ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問等は一切受け付けない。

10. 契約方法

- (1) 選定委員会により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積限度額が、「2. 事業概要（市負担上限額）」の金額を超過している場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、長浜市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、長浜市と業務委託請負者で別途協議する。

13. 担当・提出先

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市役所 市民協働部 文化スポーツ課
電話番号 0749-65-8787
FAX番号 0749-65-6571
E-mail bunspo@city.nagahama.lg.jp